**高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県県産材加工力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条 県は、県内製材業の加工力強化、製材品の品質向上及び県内製材業の雇用維持を図ることを目的として、県内製材業者（以下「補助事業者」という。）が導入する製材関連施設に対して予算の範囲内で補助を行う。

（補助対象経費及び補助率等）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、所管の林業事務所長（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。この場合において、補助残融資として、林業・木材産業改善資金を利用するときは、林業・木材産業改善資金資格認定申請後に、補助金交付申請書を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　所長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。

（２）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（３）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（４）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内（中古機械については、「高知県県産材加工力強化事業実施要領」第２（２）イで算定した期間とする。）において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（５）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（６）補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（７）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（８）補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

２　知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したとき又は補助事業者が前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第２号様式による補助金計画変更承認申請書を所長に提出しなければならない。

２　前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

　　（１）実施事業の廃止

　　（２）補助事業ごとの補助金額の増額及び20パーセントを超える減額

（３）補助対象施設の仕様等の重要な部分に関する変更

（実績報告）

第８条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第３号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第６条第１項第６号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第６条第１項第６号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第１項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前条第１項の規定により減額の承認を受けた場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第４号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（利用効果報告）

第９条　補助事業により導入した製材関連施設については、別記第５号様式による報告書により、補助事業の完了年度の翌年度から５年間（耐用年数期間が５年以内のものにあっては、耐用年数期間）の計画達成状況を、翌年度の５月末までに所管の林業事務所を経由して、知事に報告しなければならない。

（繰越承認申請）

第10条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰越しする必要がある場合は、別記第６号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

２　所長は前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、別記第７号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第８号様式による年度終了報告書を翌年度の４月15日までに所長に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第11条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成24年５月18日から施行する。

２　この要綱は、平成27年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第８条第３項、第９条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助対象製材関連施設 | 補助率 |
| 加工力強化事業 | 製材業の加工力強化を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 帯盤、丸盤、仕上機械、選別機、チッパー、集じん装置、剝皮施  設、ツインバンドソー、ギャングリッパー、その他加工力強化を図るために必要な製材関連施設 | ２分の１以内 |
| 品質向上事業 | 製材品の品質向上を図るために必要な製材関連施設の導入に係る経費 | 木材乾燥機、防虫・防腐施設、木質資源利用ボイラー施設、モルダー、グレーディングマシーン、その他品質向上を図るために必要な製材関連施設 |

（注）中古機械を導入する場合は、機械代のほか、運搬、設置及び使用に必要な簡易なメンテナンス費用を経費に含めることができるものとする。

（補助の対象とならない経費）

（１）国及び県の他の補助事業に採択された経費の残経費

　（２）土地又は建物の取得費

（３）既存施設の解体、取壊し又は撤去に要する経費

　（４）既存施設の維持管理又は修繕に要する経費

　（５）自力施工に要する経費

　（６）フォークリフト、トラック等汎用性の高い運搬用機械

　（７）（１）から（６）までに掲げるもののほか、補助することが適当であると認められない経費

別記

第１号様式（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　　　　　　　　　）

高知県県産材加工力強化事業費補助金交付申請書

　高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第４条の規定により、補助金　　　　円を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業計画書（別紙１のとおり）

３　収支計画書（別紙２のとおり）

　４　事業着手予定年月日　　　　　 平成　　年　　月　　日

５　事業完了予定年月日 平成　　年　　月　　日

別紙１

高知県県産材加工力強化事業実施計画書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 施設名 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | | | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　事業費が分かる資料を添えてください（既に提出している場合は、不要とします。）。

２　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

３　施設名は別表（第３条関係）の「補助対象製材関連施設」の施設名を記入し、その他の場合は下段に具体的施設名を記入してください。

４　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。

別紙２

収　支　計　画　書

１　収　入

　　　　　 単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　　考 |  |
|  |  |  |
| 林業・木材産業改善資金 |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　支　出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　考 |  |
| 機　械　代 |  |  |
| メンテナンス費 |  |  |
| 運　搬　費 |  |  |
| そ　の　他 |  |  |
|  | 計 |  |  |  |

(注)　新規の機械を導入する場合は「機械代」欄に工場への設置までに要する費用を合算し、一括して記入してください。

第２号様式（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金計画変更承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

２　補助金交付申請累計額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　 （今回増減額　　　　　金　　　　　　　　　　円　）

３　変更計画書（別紙１のとおり）

４　収支計画書（別紙２のとおり）

５　変更後の事業完了予定年月日　　　平成　　年　　　月　　　日

(注) ３及び４については、変更前と変更後との計画の内容が対比することができるよう変更前を上段に括弧書きで記入してください。

別紙１

高知県県産材加工力強化事業変更計画書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 施設名 | 着手予定年月日 | 完了予定年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | | | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　事業費が分かる資料を添えてください（既に提出している場合は、不要とします。）。

２　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

３　施設名は別表（第３条関係）の「補助対象製材関連施設」の施設名を記入し、その他の場合は下段に具体的施設名を記入してください。

４　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。

５　変更前を上段に括弧書きで記入してください。

別紙２

収　支　変　更　計　画　書

１　収　入

　　　　　 単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　　考 |  |
|  |  |  |
| 林業・木材産業改善資金 |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　支　出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 予　　算　　額 | 備　　　　考 |  |
| 機　械　代 |  |  |
| メンテナンス費 |  |  |
| 運　搬　費 |  |  |
| そ　の　他 |  |  |
| 計 |  |  |

(注) １ 変更前を上段に括弧書きで記入してください。

２ 新規の機械を導入する場合は、「機械代」欄に工場への設置までに要する費用

を合算し、一括して記入してください。

第３号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金実績報告書

　平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１　事業実績報告書（別紙１のとおり）

２　収支精算書（別紙２のとおり）

３　事業完了年月日　　　平成　年　月　日

(注)　完成状況を確認することができる写真等を数枚添えてください。

別紙１

高知県県産材加工力強化事業実績報告書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 施設名 | 着手年月日 | 完了年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | | | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

２　施設名は別表（第３条関係）の「補助対象製材関連施設」の施設名を記入し、その他の場合は下段に具体的施設名を記入してください。

３　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。

別紙２

収　支　精　算　書

　１　収　入

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　　分 | 予　算 額  （A） | 精　算　額  （B） | 差引き増減額  （B）-(A) | 備　考 |  |
|  |  |  |  |  |
| 林業・木材産業改善資金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支　出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　　分 | 予　算 額  （A） | 精　算　額  （B） | 差引き増減額  （B）-(A) | 備　考 |  |
| 機　械　代 |  |  |  |  |
| メンテナンス費 |  |  |  |  |
| 運　搬　費 |  |  |  |  |
| そ　の　他 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

３　県補助金精算

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 補助金交付  決　定　額 | 精算事業費  総　　　額 | 補助率 | 精　　算  補助金額  （A） | 既 受 領  補助金額  (B) | 差引き補助金未受領額  (A)-(B) |  |
|  |  |  |  |  |  |

第４号様式（第８条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金に係る

消費税仕入控除税額等報告書

平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第８条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金額の確定額

　　 （平成　年　月　日付け高知県指令第　　号による補助金交付決定額）

　　 　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 金 円

３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 金 円

４　補助金返還相当額（３－２） 金　　　　　　　　　円

第５号様式（第９条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金に係る

製材関連施設の利用効果調査報告書

　平成　　年度に導入した下記製材関連施設について、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第９条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導　入　し　た　製　材　関　連　施　設　の 内　容 | | | | | | |  |
| 製材施設名 | 構造規格又は規模 | 数量 | 導入年月 | 取得価格 | 耐用年数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

別紙

製材関連施設の利用効果報告表

１　事業実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 計　画 | 実　績 |  |
| 従業員数 | 人 | 人 |  |
| 年間原木消費量 | ㎥ | ㎥ |
| 年間販売量  （うち乾燥材） | ㎥  （うち乾燥材　　　 ㎥） | ㎥  （うち乾燥材　　 ㎥） |
| 売上高 | 千円 | 千円 |

(注) ｢計画｣欄は、事業計画書の５年目の計画数字を記入してください。

２　年度別利用実績

|  |  |
| --- | --- |
| 報告年度計画量  （うち乾燥材） | ㎥（うち乾燥材　　　㎥） |

(注)実施計画協議書に添付した利用計画の当該年度の生産量を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 利　　　　用　　　　実　　　　績 | | | | |
| 平成　年度  （導入後１年目） | 平成　年度  （導入後２年目） | 平成　年度  （導入後３年目） | 平成　年度  （導入後４年目） | 平成　年度  （導入後５年目） |
|  | 販売量  （うち乾燥材） | 販売量  （うち乾燥材） | 販売量  （うち乾燥材） | 販売量  （うち乾燥材） | 販売量  （うち乾燥材） |
| ㎥  （　　　　　㎥） | ㎥  （　　　　　㎥） | ㎥  （　　　　　㎥） | ㎥  （　　　　　㎥） | ㎥  （　　　　　㎥） |

第６号様式（第１０条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金繰越承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、事業の繰越しを承認されたく申請します。

記

　１　補助金の繰越申請額　　　　　　　　　　円

２　繰越しの理由

３　事業期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 着手日 | 平成　　年　　月　　日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 完了予定日 | 平成　　年　　月　　日 | 平成　　年　　月　　日 |

第７号様式（第１０条関係）

高知県指令　第　号

高知県県産材加工力強化事業費補助金繰越承認通知書

（補助事業者名）様

　平成　　年　　月　　日付けで繰越承認申請がありました高知県県産材加工力強化事業費補助金繰越承認申請書については、下記のとおり繰越しを承認しましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第10条第２項の規定により通知します。

　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　長

記

　　　　　　　　　繰 越 額　　　　　　　　　 　 円

第８号様式（第１０条関係）

平成　　年　　月　　日

　高知県○○林業（振興）事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名　　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業費補助金年度終了報告書

　平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　第　　　号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、年度の事業を完了しましたので、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱第10条第３項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

　１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

　２　年度終了報告書（別紙１のとおり）

　３　添付書類

　　　・契約書又は納品書等の写し

　　　・その他所長が必要があると認める書類

別紙１

高知県県産材加工力強化事業年度終了報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（上段：全体額　　中段：年度内執行額　　下段：繰越額）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 施設名 | 着手年月日 | 完了予定年月日 | 事業費（円） | 財　源　内　訳　（円） | | | 備　　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　（注）　１　「事業費」欄は、消費税込み額を記入し、「備考」欄に消費税額を記入してください。

２　施設名は別表（第３条関係）の「補助対象製材関連施設」の施設名を記入し、その他の場合は下段に具体的施設名を記入してください。

３　市町村から補助対象施設に対し補助がある場合は、「備考」欄に市町村事業の事業名及び補助金額を記入してください。